



山部小学校

いじめ ZERO 基本方針

【保護者・地域向け説明用】令和5年4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校では、児童の尊厳を保持する目的のもと、市教委・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組めるよう、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、「いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処」のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「山部小学校いじめ ZERO 基本方針」を策定します。

いじめ ZERO の推進の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

具体例として

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
仲間はずれ、集団による無視をされる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
金品をたかられる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等



2 いじめの判断

表面的・形式的に判断することなく、いじめられた子どもの立場にたちます。

いじめを受けていても子ども自身が否定することがあるので、日頃から子どもの表情や様子をきめ細かく観察します。

インターネット上の悪口などは、書かれた子どもが気付かない場合もあるので、苦痛を感じていないケースでも加害行為をした子どもに適切な指導を行います。

具体策

1 いじめの未然防止

日常的にいじめの問題にふれるなど、全ての子どもに対して継続的な働きかけを行います。

校長・教頭は

- ・全校集会などで日常的に「いじめ」の問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成します。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進に計画的に取り組めます。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかけます。
- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進します。

指導係担当教員は

- ・いじめの問題について会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図ります。
- ・日頃から関係機関（放課後子ども教室等）と連携を図って、情報交換等を行います。

養護教諭は

- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げます。
- ・全児童の心身に目を配り、連携して担任を支援します。必要に応じて保護者の相談に応じます。



学級担任は

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として許されない」という雰囲気学級全体に醸成します。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめに含まれることを教え、いじめをとめることができるように促します。
- ・道徳の授業を充実させ豊かな心を育て、児童の個性を尊重し、仲間意識を高めて居心地のいい学級づくりに努めます。
- ・教員の不適切な言動で児童を傷つけいじめを助長することがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。

2 いじめの早期発見

定期的な調査や、アンテナを高くして兆候を見逃さないよう努めます。

校長・教頭は

- ・児童や保護者、教職員がいじめを相談できる体制を整備します。
- ・学校での教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり適切に機能しているか、点検します。

指導係担当教員は

- ・アンケート調査や教育相談の実施に、計画的に取り組みます。
- ・休み時間等の巡視体制を整え、子どもが生活する場の異常の有無を確認します。

養護教諭は

- ・児童との会話等で様子に目を配るとともに、日常との違いに気付いた時は期を逃さず悩みを聞きます。

学級担任は

- ・日頃から児童を見守り信頼関係をつくり、児童の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- ・日常的な会話や教育相談から、交友関係や悩みを把握します。
- ・保護者と連携し児童の様子を把握し、心配な様子が見られたら全職員で情報共有して適切な対処を行います。

3 いじめが起きたときの組織的対応

速やかに「いじめ防止等対策委員会」を開き、スクールカウンセラー等外部専門家の協力の下、早期解決に取り組みます。

いじめ対応の基本的流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・いじめ防止等対策委員会を招集
- ・いじめられた児童を徹底して守る
- ・見守る体制を整備する

1 情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ防止等対策委員会」に情報を集める。
 - ・ 当事者双方、周りの児童から聴き取り、確実に記録に残す。
 - ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ・ 一つの事象にとらわれすぎず、背後にある事情の調査を行い、いじめの全体像を把握する。

2 支援体制方針を決定する

- 「いじめ防止等対策委員会」で指導・支援体制、指導方針を決定する。
 - ・ 指導のねらいを明確にする。
 - ・ すべての教職員の共通理解を図る。
 - ・ 対応する教職員の役割分担を考える。
 - ・ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

3 - A 児童への指導・支援を行う

- いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

3 - B 保護者と連携する

- 直接会って具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。



1 保護者の取組

- ・子どもの教育についての責任を第一に負うべき存在であることを自覚し、子どもがいじめを行うことがないように、規範意識や生命を大切に、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うように努めることとします。
- ・保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童姓をいじめから保護することとします。
- ・保護者は、市や学校が行ういじめ防止等に関する様々な取組にたいし、積極的に協力するよう努めることとします。
- ・生活の様子に変化や不安を感じる兆候があった場合には、子に寄り添い、悩みや不安等を共感的にするとともに、学校をはじめ関係機関に相談するなどして、その解消に努めることとします。
- ・いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者・学校と連携し、適切な方法より、問題の解決を図ることとします。

未然防止のためにご家庭にお願いしたいこと

子どものパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、子どもを危険から守るためには、フィルタリングだけでなく、家庭においてルール作りを行うことや携帯電話所持の必要性について検討してください。

「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識し、情報モラルについてお子さんに理解させてください。

2 地域の取組（市民及び事業者の取組）

- ・地域において児童生徒と触れ合う機会を大切に、登下校時等において地域全体で児童生徒を見守るとともに、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- ・いじめやいじめの疑いを発見したときは、速やかに学校又は関係機関等に情報を提供します。
- ・地域においていじめと思われる様子や不安を感じた場合には、学校や保護者をはじめ関係団体等に連絡し、児童生徒の抱える問題の解消に努めます。

